

平成30年度第2回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時 平成30年8月22日(水) 14時00分から16時00分まで
場 所 平塚市役所本館3階 302会議室
出席委員 原田会長、陶山副会長、佐藤委員、白石委員、市川委員、椎野委員、小宮委員、曾我委員、河邊委員、大関委員
(10名)
事務局 環境部長、環境政策課長、資源循環担当長、収集業務課長、収集・分別推進担当長、環境施設課長、施設整備・広域担当長、環境事業センター担当長、破砕処理場担当長、上家主査
(10名)
傍聴者 あり
(3名)

○環境部長挨拶

(事務局)

講演に入る前に審議会等の会議の開催について、事務局から説明します。平塚市情報公開条例第31条に基づき、本日の審議会は公開です。平塚市廃棄物対策審議会の委員は総勢11名に対し、本日の出席者は10名であるため、平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第5条に定められている過半数の6名に達しており、会議は成立していること、また、本日の会議の傍聴者は3名であることを報告します。

それでは、第一部では、「高齢者のごみ出し支援」に関して、国立研究開発法人 国立環境研究所の多島様から御講演をいただくプログラムとなっております。講師の多島様の紹介をさせていただきます。多島様は、国立研究開発法人 国立環境研究所の主任研究員として、災害廃棄物処理、環境マネジメント・計画、環境影響評価を専門としており、近年では、「災害廃棄物のマネジメント・計画研究」「災害時における環境管理研究」「超高齢社会における廃棄物管理研究」を主な研究の対象としております。本日の御講演に関連する執筆としては、平成27年10月「高齢者を対象としたごみ出し支援の取組みに関するアンケート調査結果報告書」、平成29年5月「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」、同年8月「高齢者ごみ出し支援事例集」といった著書が多数ございます。また、平成30年3月に発表された「超高齢社会におけるごみ出し支援の現状と今後」では、「高齢者のごみ出しの課題は、現行の介護保険制度では解決できておらず、こうした事情を背景に、廃棄物部局としてごみ出し支援に取り組む自治体が増えつつある」点や、「高齢者福祉部局では介護保険制度以外にも、自治体独自に高齢者の生活支援を行っている場合があり、ごみ出し支援制度の設計においては、こうした既存の福祉施策を把握し、重複を避けることが必要である」点が指摘されています。本日は、高齢者のごみ出し支援の制度設計を考える上で、留意すべき点などを、これまでに発表された著書をもとに、御講演をいただく予定です。それでは、多島様宜しくお願いいたします。

●第一部

国立環境開発法人国立環境研究所多島研究員から「高齢者を対象としたごみ出し支援制度について」に関する講演。

(多島研究員)

【スライド1】皆さん、こんにちは。国立環境研究所の多島と申します。宜しくお願いいたします。早速ですが、私が所属しております資源循環・廃棄物研究センターは、ごみに関する技術とか政策に関する様々な研究を行っていきまして、そこで取り組んできた高齢者を対象としたごみ出し支援制度

に関する研究について、本日は、かいつまんで御紹介させていただければと思います。【スライド2】本日、お話しする内容で、既に御紹介の中でも御説明いただいたようなところもありますけれども、高齢者のごみ出しを巡る課題について、共通理解を図りたいと思います。その上で、当研究センターにおいて実施してきた関連する研究をざっと御紹介して、特に2015年6月の、3年前になりますけれども、その時に全国の自治体を対象としたアンケートを実施しておりますので、この内容について少し詳しくお話しするとともに、それを踏まえた事例調査も行ってきておりますので、その内容を御紹介したいと思います。最後にまとめて代えまして、制度設計のポイントということで、少しお話をさせていただきたいと思います。【スライド3】それでは「高齢者のごみ出しを巡る課題について」、この辺りのことは皆さんご存知かと思います。【スライド4】この図は最新の高齢社会白書から持ってきたものでありますけれども、年々高齢化率が上がってきています。既に人口減少は始まっていますけれども、高齢化率の方はどんどん上がってきているというものです。平成29年度の時点では、約28%が65歳以上の人口ということに加えて、75歳以上の人口も、年々増えてきていて、14%近くの数字になっており、今後も増えていくことが見込まれています。【スライド5】今申し上げました数字の状況ですけれども、それに加えて、要介護・要支援の認定者数も現状人口の約5%、約630万人程度の方が何かしらの支援の認定、介護の認定を受けていらっしゃいます。聞くところによりますと、本当は認定を受けた方がいいのではという方も、申請をされずにおり、本当に支援が必要な方という意味では、この数字はもう少し大きくなるのかなと思っています。また、高齢者のみの世帯、つまり65歳以上の方のみでお住まいの世帯ということを見てみると、1,271万世帯=25.2%、单身の方に限ると、その半分の6,243世帯=12.4%といった状況です。この辺りの数字が、これから議論するごみ出し支援のターゲットの1つの目安になってくるのかなと思います。【スライド6】この図は、私達が調査して議論する中で、高齢者のごみ出しを巡る背景ですとか、ごみ出しに困った結果、どういった影響が社会に対して及ぶのかといったことをざっと整理したものです。社会的な意義ですが、今申し上げました高齢化は当然ございますし、核家族化ということで、昔であれば多世代が同居していたようなところが、世代ごとに家が分かれていくとすると家の中での助け合いというものがなかなかしにくい状況が出てきているということです。地域の繋がりの希薄化ということで御近所さん同士での助け合いということも少しずつなくなってきたのかなというところです。こういったことを背景として、ごみ出しで困っているという状況に加えて、ごみ出しに困っているけれども誰にも助けを得られない、誰からも助けを貰えないという状況にある高齢者の方が増えてきていると考えられます。そういった高齢者の方々が、困っている状況をそのままにするとどういった状況になるかという、3つのパターンがあるのかなと思います。1つは、不適切なごみ出しに至ってしまうこと。例えば、一緒に住んでいる方がいないと、ヘルパーさんに身の回りの世話をお願いする方もいらっしゃると思います。また、遠方に住んでいるお子さんが週末だけお世話に来られるといった状況もありますが、当日の朝8時までの間に燃えるごみをごみ集積所に出すとか、家の前にごみを出しておくとかいったことは、支援に来られた方にとっては難しく、朝8時までにヘルパーさんが来られるということもなかなか難しいと思います。そうすると、そういった方はやむにやまれず、時間外に出すとか、本来出すべき日ではない日に出してしまうということがございます。もう1つは、認知症などを患っており、分別の仕方がわからないということもありますし、排出日がどうしても覚えられないという方もいらっしゃると思います。そういった方々が全く困っているわけではないけれども、不適正排出をしてしまうこともあります。そうすると当然、適正な収集に支障を来しますし、散らかってしまい、近隣の住民の方とのトラブルに発展するということが考えられます。【スライド7】もう1つは、ごみ出しができなくなるということです。例えば、骨折をしてしまって、本当に外に出られない、或いは重い物を持つことができないというケースもあります。可燃ごみの袋として25リットル、35リットルというような中型の袋であっても、それなりの重さです。地域によって差はありますけれども、3~4キログラムくらいにはなります。2リットルのペットボトル2本分くらいの重さです。これを持ち上げて歩くということも、それなりに負担感が大きいものです。特に、

特定の症状をお持ちの方で、関節リウマチの方とかは、持ち上げる動作が難しく、例えば「よいしょ」と持ち上げて、ごみ集積所の中に入れる動作は、とても辛いとか、そういった個別の事情があって、どうしてもごみ出しから足が遠いてしまい、家の中に溜めていってしまうという状況も、まれではありますがあります。そうしますと、例えば、その方が亡くなったときに、遺品整理において課題が生じてくるですとか、或いはそのまま溜めこんでしまって、不衛生な住環境になり、こういったことが契機で、セルフネグレクトといわれる、自分の世話を自分ですることができなくなってしまう状況になってしまい、ごみ屋敷になってしまうことも可能性としてございます。【スライド8】最後3つ目ですが、無理なごみ出しをするということですね。我々が調査したある地域では、アンケート調査をしたところ、やはり高齢の方というのは、ごみ出しルールを順守する意識が非常に高いことがわかっています。特に男性の方は年齢による傾向は見られませんでしたけれども、女性の場合は高齢になればなるほど、ルールを順守する意識が高いという結果がありました。そうすると、自分は大変だけれども、ルールはルールだから頑張っておこうということ、頑張っておくんですが、例えば、玄関先の階段が雨の日で濡れているときは、片手に傘を持ち、もう片手でごみを持って、どこにも掴まれなくて転倒して怪我をしてしまうようなこともあります。それを契機に要介護状態になってしまうといったこともあります。そういう意味では、介護予防という観点においても、ごみ出しを何とか助けてあげる必要はあるのかなと思います。【スライド9】こういった3つの帰結から、その最終的なインパクトは左側に集めた廃棄物管理上の様々な課題、収集に支障が来す場合とか、ごみ屋敷になってしまうようなもの、右側が高齢者福祉の課題です。生活上の不便ですとか、怪我によって介護状態になってしまう、最悪の場合セルフネグレクトに陥ってしまうのではないかと。そういった意味では、高齢者のごみ出しに係る課題というのは、ごみの話だけではなく、高齢者福祉の両方に影響を及ぼすような問題であることを、ここで共通理解を持っておきたいと思えます。【スライド10】今お話ししたような理解に基づいて、我々の方で進めてまいりました研究について、時系列に御紹介したいと思います。【スライド11】まず、初めに取り組んだのは、身近なところから研究を始めようということで、我々の研究所は茨城県のつくば市にありますので、同じ市内において、特に高齢化が進んでいて、ごみ出しで困っているような地域はないかということで、市の方と相談させていただいて、「森の里団地」が特定されました。ここは1970年くらいだったと思いますが、造成された団地なんですね。そこに入居された方が、当時30～40代。その後、人口の入れ替わりがなく、そのまま年を召されていき、高齢化率も35%くらいになってきて、あと10年ぐらいたつと50%くらいになるのではないかと自治会の方も心配されていたらしいです。その中で、ごみ出しの支援についても自治会としても考えないといけないとお話がありまして、様々な調査に御協力をいただいたという次第です。その中でやらせていただいたのは、ごみの組成調査です。実際に高齢の方が出されるごみというのは、それ以外の方、若年層とかと、中身において違いがあるのかということ調べたかったので、75世帯の方々にごみ袋を提供いただきまして、2週間くらいごみを集めて、22分別をして、中身ですとか、量といったものに違いがあるか見てまいりました。残念ながら、結果としては明確な違いは研究としては出てきませんでした。こちらのグラフを見ていただきますと、丸印とプラス印と四角印の3つの記号がありますけれども、丸印のところは65歳よりも若い、プラス印が65歳から74歳、四角印は75歳以上の世帯ということで、一見すると65歳から74歳の世帯になると、ごみが若干増えて、その後また下がるのかなという傾向を無理やり読めなくもないのですが、この3点がたまたまだとするならば、ここに差はないと、実はまだはっきりしたことは分かりません。少なくとも、これくらいの規模で調査をして、はっきり分かるほどの違いは、年齢によって出てこないということは現時点では考えております。もう1つ同じ地域において、アンケート調査をとらせていただきました。ごみ出しにかかる時間ですとか、この自治会で用意されていたごみ出し支援の仕組みがありますので、それを利用されたいとか、何故利用したいのか、したくないのか、そういったことを尋ねてまいりました。【スライド12】それを統計的に分析して、ごみ出し支援を利用したい、したくないという気持ちがどういった心理的な要因で左右されるのかということをお明らかにしてまいり

ました。最終的に支援制度の利用意向として、利用したいのか、したくないのかというところです。当然、ごみ出しの負担感が大きい人ほど、ごみ出し支援制度を利用したい方向に《+》にはたらくわけですね。その背景には身体的な負担感があれば、精神的な負担感、面倒くさいといったことも影響しています。もう1つ面白いのが、社会との繋がりですとか、安心感は期待できるので、支援制度を利用したいと《+》にはたらく一方で、プライバシーの侵害ですとか、ごみを持って行ってもらうのはわるいという遠慮の気持ちが《-》にはたらいてきて、そういう気持ちの強い方は、制度の利用を避ける判断をすることが明らかになっています。どういった方がどういう要因が強く影響しているかということをし詳しく見たところ、社会との繋がり・安心感により大きく期待される方というのは75歳以上の高齢の方が特にここに期待が大きいというのがわかりました。また、この仕組みも自治会が支援の制度を作って、実際に収集に回る方も自治会のメンバーの方ですよという制度と、行政による支援ということで、いわゆる戸別収集のような仕組みですね、両方を想定していろいろ質問をしてみました。そうすると行政による支援を想定した方が、自治会による支援を想定した場合よりも、この社会との繋がり・安心感への期待感が強かった、強く影響していたということで、行政による安心感みたいところが影響してくるのかなと推察しております。一方で、プライバシー侵害・遠慮の気持ちというのは、自治会による支援を想定したときの方が強くはたらいています。顔見知りの方に、ごみを見られるのは嫌だとか、わるいなという気持ちになってくるのが明らかになってきております。こういった研究をする中で、それなりにごみ出し支援の利用の意向はあるなど、困っている人もそれなりにいらっしゃるなということがわかってきました。【スライド13】そこでここからは、特に、ごみ出し支援制度に着目して研究をずっとしてきたというところです。特に、我々が着目してきたところは、廃棄物部局が所管するものということで、福祉部局の方でも様々な生活支援のメニューがあつて、その中でごみ出し支援をされているということは承知しておりますけれども、あくまでごみの部局が担当するものということで絞って検討してみました。我々が検討してきたごみ出し支援制度というものが、こういうものであろうと見てきておまして、利用者の方が基本的に玄関先にごみを出しておく、そうすると何かしらのかたちでごみを誰かが代わりに集めてくれるわけですね。収集車の方は、委託業者の方なのか直営の方なのかはわかりませんが、そういった方ですとか、地域のボランティアの方かもしれません。そういった方がごみ集積所まで持って行ったものをそこから普段の収集のルートにのせて、クリーンセンターまで持っていく。或いは直接に玄関先からクリーンセンターまで持って行ってしまふということもあります。また、その中で廃棄物対策課、そして福祉課ですとか、地域包括支援センター等の方々の連携があります。場合によっては、ごみを集めるときに声掛けをするということもありますし、こういった福祉との連携の中で見守りも行うということもあります。大枠としては、ごみ出し支援制度の1つなのですが、かなりいろいろなパターンがあるということが当初からはわかっておりました。【スライド14】では、全国的な状況としてどういうパターンが多く、実施されてきて、それぞれどういった課題があり、特徴、効果があるのかということ調べるために、まずは全国を対象としたアンケート調査を実施しました。抽出された特徴や、或いは、実施件数ですとか、制度の歴史が長いもの等を取り上げて事例調査をしてみました。その成果は、本日お配りいただいているようなガイドブックですとか、事例集としてまとめています。このアンケート調査につきましては、より詳しいデータを報告書のかたちでとりまとめています。いずれも私共の研究所のホームページからダウンロードして御覧になっていただくことができますので、こちらに関心がありましたら御覧いただければと思います。この内容については、後程少し詳しく御説明させていただきます。【スライド15】また、その後に取り組んだ研究は、高齢者ごみ出し支援の便益の定量化、つまりですね。いろいろとお話を伺うと、ごみ出し支援制度っていいよねと大体の人はおっしゃるのですが、利用されている方に伺っても、本当に助かっていると、支援をする側に聞いてもこれは本当に喜ばれているということは聞くのですが、もう少しかちつと、エピソード的なものではなくて、全体的に効果はどれくらいあるのだろうかということ明らかにしたいという、研究所のモチベーションからこういった調査をしております。本当は利用者自身に「どうですか」ということを聞

いてみたかったのですが、そういった方はなかなかアクセスできないんですね。なかなか生活に困っている方で、そもそもアンケート調査に協力できるような状態ではない方もいらっしゃいますし、そういった方々が住所等は個人情報としてなかなか我々も活用できないということもありまして、結果として、高齢の親と離れて暮らして、ごみ出し支援を親に利用してもらいたいと思っている人を対象に調査を試みました。いろいろと聞いてみて、結局我々がやってきたのは仮想評価法ということで、この制度を親に使ってもらおうということになったときに、幾らまでなら払えるのかというものを出したものです。見ていただきますと、この金額自体はいろいろな意味合いがありますので、それじゃ月額1,500円をとることができるのかという話ではないんですけれども、中央値というと、1,500円くらいだったら半分の人はこの制度を利用するし、残りの半分の人を利用しないという選択をする金額になります。注目したのは、横の比較です。声掛けなし、声掛けありということで、先ほど少し申し上げましたけれども収集するときに声を掛けるとそれが安否確認につながりますよということで、それでは声掛けなしのバージョンと、声掛けありのバージョンで支払う金額にどれくらいの違いがあるのかをみていくと、かなり声掛けありの方が支払う金額があったとしてもいいですよとなっていて、声掛けの価値というのが高く評価されているのが1つ研究からわかったことだと思います。こんなことをずっと取り組んでまいりました。【スライド16】ここからは全国調査の結果について、詳しくお話ししたいと思います。2015年6月ということで、3年前に実施したもので、全国1,741の自治体にお送りして約65%の回答をいただいております。【スライド17】調査をするときの我々の整理として、大きくは2つのタイプがあるだろうと、制度には直接支援型とコミュニティ支援型の2つがあるということ定義して、それぞれ何%ずつかなということ調べております。直接支援型というのは、行政が全てやるやり方です。制度の運営も自治体が行っていますし、収集の実施も直営部隊があれば直営、そうでなければ行政が業者に委託する。一方、コミュニティ支援型というのは、主役は地域の主体、自治会ですとか、PTAですとか、コミュニティ協議会などの主体がそれぞれに利用要件とか、費用負担とかを全部自分たちで決めるやり方です。実際に収集するのも地域のボランティアの方で、行政としてはこういった取組に対して補助金を出すということで金銭的にバックアップするというものです。これはコミュニティ支援型ということで定義をして、どれくらいずつあるのかなということ調べてまいりました。【スライド18】まず全体としては、ごみ出し支援制度を実施している自治体は回答いただいた1,136自治体のうち約23%あったということです。1つこの数字の解釈で注意を要するのかなと思っていますが、全体の回答していただいた自治体というのは規模の小さい、いわゆる町村レベルの回答数が少なかったということです。しかも、そういった町村レベルの自治体の方が導入率は低いということで、もし全1,741の自治体から回答があった場合には、この割合は23%もなく、もう少し低くなっただろうと思っています。その中で、どういう内訳になるのかということですね。先ほど申し上げましたコミュニティ支援型と直接支援型ということで見てみますと、ほとんどが直接支援型でした。92%ということで、コミュニティ支援型を採用しているのも約4%ということのみで、まだ珍しいパターンなんだなということがわかったことです。また、直接支援型でも直営でやっているのか、委託でやっているのかということですが、直営の方が多い結果となっています。64%が直営という結果で、委託の28%のうち、半分は一廃事業者で普段のごみ処理と一緒に委託しているようすけれども、結構シルバー人材センターに委託をしている自治体も多くありました。【スライド19】こちらは普段の普通ごみの収集を直営でやっているのか、委託でやっているのか、それとも併用しているのか、或いは収集の方法で戸別収集をやっているのか、ステーション収集をやっているのかを、これと先程の高齢者を対象としたごみ出し支援のタイプとクロス集計してみたものです。ここから読み取れることは、やはり直営部隊をもっているところは、直営の43の自治体とか、併用で直営部隊があるところは、ごみ出し支援制度も直営でやっていることがわかります。【スライド21】もう1つ、ここではスライドを入れ替えています。声掛け・安否確認を実施していますかということを探ると、全体で必ずやる、全ての利用者に行うのは、直営で38%、希望があれば行うのが37%、足すと75%くらいの自治体で声掛けをやっている

という御回答です。ここのやり方についても、若干ですけれども、やはり直営の方が多いのかなと、この声掛けをしていない割合でみると、結構差があるのがわかります。委託の場合は43%ですが、直営の場合は17%が声掛けをやっていないとあります。また、実際に声掛けをしたときに、不調とかトラブルを発見しましたか、したことがありますかの有無ということで見ますと、これも直営と委託で割合が違って、やはり直営の方が発見したことがある割合がだいぶ大きいということがわかります。ここから推察されるのは、直営の方がある程度思い切った対応ができるのかなということかと思えます。【スライド20】実際にどういった不調・トラブルを発見しましたかということ聞いてみると、車椅子から転落していて身動きがとれなくなっていたところを発見したとか、熱中症で意識混濁の状態でしたとか、認知症の予兆を発見したとか、あるいはちょっと違いますけれども不審な業者が訪れていたとか、実際にいろいろな観点で見守りに伺っているなあというのが、こういったエピソードを見ると理解することができます。【スライド22】続いて効果についての認識ですが、我々の方で選択肢を用意して、当てはまるものを選択していただいています。割合の大きいものは、4つでございます。高齢者から確実に収集できるようになったということ、ごみ屋敷の未然防止に繋がったということ。この2つがごみを収集するという観点の、廃棄物管理上の効果です。残りの2つの高齢者世帯の利便性が向上した、これは8割近くの自治体で感じていて一番感じやすい効果なのかなと思います。また、高齢者世帯の福祉が充実したということで、かなり福祉面での効果の認識というのも大きいのかなというふうに考えています。ごみ屋敷の未然防止に繋がったということが、どういう根拠で感じられたのか、我々もよくわからないところがあるのですが、もしかしたらそうした予兆を発見できたというケースもこの中には入っているのかなと思っております。【スライド23】一方、課題ですが、大きいところからみますと、人員や支援体制が不足していること、これが一番の課題かと思えます。このアンケート調査を終えて、報告書を公開した後にもいろいろな自治体の方から個別に御相談をいただくことがあるのですが、中でも利用が増えてきていて、今後も対応できるかどうかかわからない。どうしたらいいかという御相談が結構多く来ています。現状で足りているということ以外にも、この先も足りるのかということも大きな観点になっているということでございます。下の2つは、声掛けを特にしている場合について、ごみ出しをしていないとかということになりますと、ごみ出しをしていないと、チャイムを押して、ピンポンをしても誰も出てこないとなると収集がその御家庭でストップしてしまうわけですね。それを何とかするというのが、1つの課題になっているという回答がありました。アンケート調査についてはまだまだいろいろなデータを採っていますので、もし御関心があれば先程紹介しました報告書の方を御覧いただければと思いますけれども、重要な点は今御紹介させていただいたところになるかと思えます。【スライド24】続いて幾つか事例を紹介したいと思います。特に、平塚市で参考になるかもしれないと思って、幾つかピックアップした事例がありますので御紹介させていただきます。1つ目が所沢市です。所沢市は直接支援型で、直営でやっておられます。すなわち、直営部隊をもっているところです。ここはですね、当時直営で57台と職員の方86名の方がいらっしゃいました。この方々で、約580世帯を支援されていました。市全体の動きとしては、委託を進めているということで直営の縮小ということがありますが、特に、こういった支援は直営部隊でないとできないだろうということで所沢市では認識をされていました。まずは利用世帯が利用申請するわけですが、このときにケアマネジャーを介して利用申請されるケースが多いようです。ここで実際に利用される前に面談します。その時にごみ担当課の方と親族の方を呼んだりして、生活の状況を伺って、本当にごみ出しが大変かどうかを含めて、ごみ出しを支援するならどこに、いつのタイミングでごみを置いてもらうのかの打合せをするわけです。実際に支援することが決まったら、ごみ出しを支援する。所沢市では声掛けを行っています。市が収集している全9種類のごみを対象として、週1回軽ダンプで収集して、玄関先からクリーンセンターまで直接運搬しているということです。安否確認ですが、結構所沢市ではいろいろなエピソードとして、不調を発見した事例をお持ちでした。声掛けをしたときに、どうも様子がおかしい、今日はいるはずなのに出不来いぞとなれば、収集員の方が事務所に連絡して、事務所の方から緊急連絡先に連絡する。緊

急連絡先には多くの場合、ケアマネジャーですとか、親族の方を登録していますので、ここに連絡をして、対応するような連携をしているという事例でございます。安否確認も、多くて1日5件くらいということで、そこまでたくさんの件数があるって、収集に支障を来すことではないとおっしゃっていました。車両の軽ダンプも専用の車両で、他の通常の収集とは切り分けて行っています。【スライド25】続いて、大木町というところですよ。ごみ出し支援以外でもごみに関係する取組をされている福岡県にある小さな自治体ですが、ゼロウェイスト宣言をされていたり、あと紙おむつの回収とリサイクルに取り組まれています。ゼロウェイスト宣言したことで、ここはごみを29分類している自治体で、なかなか高齢の方で対応しきれないようなところも出てきているということでございます。利用の申請から実際の利用までは先ほどの所沢市の事例とそれほど大きな変化はありません。民生委員を通して役場に申請をされるということです。その後面談をするということで、環境課の職員の方と、地域包括支援センターの職員の方もその面接には同席して、普段の生活の状況を聞いたりして、実際に支援した方がいいかどうかを判断されます。例えば、普段の買い物をどうされていますか、買い物は自転車で行っていますよというようなことであれば、それじゃごみ出しはできますかねということで、当面は利用を見送るといったやりとりが面談の中で行われているということでした。民生委員の方々に平成24年8月に立ち上げ当時に実際、こういう支援制度を導入したらどれだけの人が手を挙げるかと見積もるために、リストアップをしていただいたということです。それによって、大体の利用者数を見積もってみたいということで、これも非常に重要なことかなと思っています。ごみ出し支援を実際にするのは、大木町の場合はシルバー人材センターの方々です。直営部隊を持っていませんので、シルバー人材センターに委託をしています。ごみ出しは玄関先にさせていただいています。大まかに分別されているごみを収集して、環境プラザに置いてあるコンテナに再分別していくということです。収集と同時に困りごと相談も受けていて、簡単な電球を取り換えるとか、戸がガタついているとかであればその場で対応しているようです。もう少し時間のかかる庭の剪定をやってほしいとかということになると、あらためてシルバー人材センターに依頼してくださいということで、シルバー人材センターの御用聞きのような位置づけにもなっていると伺っています。ここでも環境課と福祉課、そしてシルバー人材センターの連携が重要ということで、年2回実務者会議を開催して連携を図っているということでもございました。【スライド26】コミュニティ支援型も珍しい事例ですので、一応御紹介をさせていただきます。日本でこういうやり方で制度を導入したのは新潟市が初めてです。現在、認知されているコミュニティ支援型とは、新潟市の制度を参考にして作られたものでございます。平成20年6月に作られたということですが、元々新潟市というのは、地域コミュニティの力というものが重視されていまして、自治会加入率も93%ということで、かなり全国的にみても高い方だと思います。そういった地域で、地域の力を活用しながらうまくごみ出しについても支援できないかということで作られた制度です。ごみ袋の有料化を契機に、その手数料で実費を差し引いた分をどのように使うのかという議論をする中で、こういった仕組みがいいのではないかと風が議論があったと伺っております。利用者の方は、利用したいと思ったら直接自治会に相談する、或いは市の方に相談します。市の方では、そこにお住まいの方が所属する自治体が支援団体として登録していて、そこでごみ出し支援をやっていますよということであれば、団体を紹介する。この団体にコンタクトをとってみれば、支援してくれますよということで紹介してくれます。そういう団体がなければ、今度は福祉課の方に振って、福祉の方で持っている家事支援制度を紹介して、何とか助けてもらうようにしていると伺っています。今申し上げました支援団体というのが、市に登録をして、そこが利用者の要件ですとか、収集の頻度とか、費用負担とか様々なことを自分たちで決めて、収集もその支援団体でもいいですし、メンバーの方、地域の方が担って、基本的には御近所さんで助け合っていくという仕組みでございます。これに対して実績報告をすることで、市の方から補助金が支援団体の方に入るという仕組みでございます。新潟市が行政回収している10種13品目全てを対象としています。とにかく、これは支援団体が増えないことには支援の輪が広がらない。現在、新潟市では2,000程度の自治会がある中で、支援団体として登録できているのは約180団体と伺っています。そういうわけで、

団体のない地域では、実は支援を受けられない状況になっているということでございます。それ以外にも市としては、支援体制の充実を図っていくことで、そういう支援団体になりませんか、作りませんかということをいろんなところでPRしていき、言うなればカバー率を大きくしようとしています。【スライド27】具体的な例の1つが、亀田西小学校区のコミュニティ協議会というところでやっている仕組みでございます。これは地域の中学生在が高齢者のお宅に伺って、通学の途中に行き、ごみをぱっと持って近くのごみ集積所に落としていき、そのまま通学するというものです。現在11世帯を対象に、29人の生徒が支援をやっておられます。これも1年を通してではなくて、冬季の特に足場の悪くなる時期に限定してやっているということです。面白いのは、生徒に体育館に集まってもらって、まずは説明をするのですが、「こういう支援をやりたい人」ということで自主的に手を挙げてもらいます。手を挙げてもらった人だけを集めて、今度は利用者とのマッチングをする。地図を見ながら、あなたはここに住んでいて、利用者はここに住んでいて、学校はここにあるから、あなたはここを通過して集めてくださいねというようなマッチングをやっていきます。ここの過程で手を挙げたけれども、実際には自分は支援をすることができなかったという生徒も多くいらっしゃるということです。実際、通学途中でこういったかたちで玄関先からごみを集めて回っていくということもあります。あまり積極的な声掛け等はしていないということですが、何か異変に気づいたら生徒から地域包括支援センターの方に最終的な連絡が入るようにはなっています。ここでも、中学校と地域、そして福祉関係者がうまく連携して、仕組みを回しており、そこに廃棄物対策課もこういったかたちで関わりバックアップしているということでございます。【スライド28】ごみ出し支援という意味では、少し特殊な例ではありますが、最後に紹介するのは日野市の例です。ここは戸別収集もやっています。委託で戸別収集をやっているのですが、戸別収集でごみを集めていても、認知症を患った方が、どうしても出し方を間違ってしまうケースがあるということで、そういった認知症を介護している方々が、ごみ出しをしやすいように、ごみ出しの日ではない日でも出してもいいようなボックス、或いはシールというものを作って配っているというものです。戸別収集ですので、家の前にハンディキャップボックスというものを置いておけば、収集日以外でもここに入れておいてもいいよ、蓋付きですので、荒らされる心配もないということです。シールについては、集合住宅を想定しています。マンションなんかで共通のごみ出し場があるときに、このシールを貼ってあるごみ袋については、こういう事情のある方なのでいつもと違う日に出してあったとしても、皆さん温かく見守ってくださいねというシールです。こういうものを導入していて、戸別収集であっても様々なかたちで支援をしているということです。収集は通常の収集のときにまとめて回収しますが、多少であれば混入もOKとしているということでした。日野市は平成12年に有料化と戸別収集の導入に至った中で、戸別収集であってもすくい取りのできない高齢の方々がいるのではないかと議論があって、こういう仕組みも導入するに至ったと伺っております。ということで、全国的な状況と幾つかの特徴的な事例について、触りの紹介をさせていただきました。【スライド29】最後にまとめに代えて、制度設計のポイントということで、1つはおさらい的に、今平塚市で検討されているのは「直接支援型：直営タイプ」だと思いますけれども、これが他のタイプと比べて、どういった特徴があるのかということを示したのがこちらの表でございます。担い手の確保は、実際に収集の作業をされる方ですが、直営部隊があるので直営タイプがいいんだろうとのことで特に違和感はないんだろうと思います。コミュニティ支援型の場合は、やはり元々の基礎として活動が活発な自治会とかNPOがないと、なかなかこういう仕組みでやろうとしても、支援の団体が育っていかないということで難しいかなと考えております。あと、ごみの運搬範囲ですね。直営タイプであればそのまま集めて清掃センターまで収集運搬できますので非常に便利かなと思います。逆に、コミュニティ支援型の場合は、基本的にはごみ集積所までの運搬に限られるかなと思います。車両を使ってクリーンセンターまで運ぶとなると、法律上のいろんな課題が出てくるかなと思いますので、基本的には集積所までの運搬になるかなと思います。あと、コストですが、それぞれにいろいろかかってくるということで、多寡についてはちょっと何とも言えないというのが正直なところなんです。【スライド31】あとは地理的なカバー範囲、これも

先程御紹介したとおりですけれども、直営の直接支援型でも委託でも直接支援型であれば、基本的に全市のエリアを支援の対象にできる、市内のどこのエリアで困っている人がいても、サービスを提供することができると思います。ただ、資源はその分必要になりますよということですね。コミュニティ支援型の場合は、協力員がいない地域では支援ができないこととなります。声掛け・安否確認は、幾つかの研究で御説明しましたが、やはり行政職員が玄関先から集めるような直営の直接支援タイプというのが一番踏み込んだ対応が可能なのかなと思います。一方で、委託によって対応していると、収集効率が重視される中で、一軒一軒の見守りというのが限定的にならざるを得ません。個人情報保護のために世帯の状況をなかなかつまびらかにできないという行政的な事情もあろうかと思います。そういった意味で、若干ここに比べてやりにくいところがあるかなと思います。コミュニティ支援型の場合は、見守り活動として期待できる点もありますし、もう1つはこういった声掛け・安否確認が災害時などの非常時においても助け合いの基礎となってきたり、非常によい副次的効果が期待できるのかなと考えます。【スライド32】支援する側の副次的効果ということで、これは直接支援型では収集員の誇りですとか、やりがいに繋がってくるということは、いろいろインタビューする中で、実際に収集員の方が強調して言っておられました。特に、民間事業者でも、今でもごみ屋をやっているんだということをなかなか大きい声で言えないというような若い人も多くおっしゃっていて、そんな中で地域の役に立っているということを胸を張って言えるようになってきているという事業者さんもいらっしゃいました。あとシルバー人材センターにお願いする場合には、高齢者の雇用創出という観点もございます。コミュニティ支援型の場合は、地域との繋がりが抽出されたということです。支援される側の意識としては、直営タイプには公務員に対する安心感、信頼が強いだろうということ、委託の場合、それが無いかという別なそういうことは無いのですが、一定の信頼関係の構築が求められるだろうと思います。ずっと同じ業者がやっており、信頼関係があるところでは特に問題はないだろうと思っております。コミュニティ支援型の場合は、強い信頼関係がある場合もありますけれども、一方でプライバシーとか遠慮の気持ちも出てくるので、この点については特別配慮するやり方も考えなくてはいけないと思います。【スライド33】最後に、制度をこれから考える上でのポイントを3つだけ指摘をさせていただきます。1つ目は、制度の目的をクリアにするということです。何を狙っていくのか、それに応じてどのような仕組みにしていくのかというのが当然変わってくるからです。2つ目は、継続が見込める制度にするということです。いざ導入したけれども、続けていくのが辛いとなってきたときに、それじゃ止めますということにはなかなかありませんので、そこまで見込んでいきましょうということです。3つ目は、これは非常に重要ですが、福祉部局との連携が極めて重要です。きちんと制度設計のタイミングから連携を図る必要があるということもございます。【スライド34】1点目ですが、やはり基本となるのは、ごみを確実に集めるということ、これに尽きるかと思います。ただ、本日ずっとお話をしてきたように、かなり高齢者福祉的な価値もある仕組みになってきますし、そういった価値を持たせようと思えば、より充実させることもできる仕組みでもございます。地域のつながりを醸成するとか、収集員のやりがい・誇りを醸成することもできますので、どの辺に特に関心があるのか、どの辺を狙っていくのか、これに応じた声掛けをやるのか、やらないのか、或いはどの程度やっていくのか、収集体制をどのような方々をお願いするのか、あと運用に向けた研修とか教育内容を検討していくのが重要になってきます。御紹介した所沢市の事例でも、かなり高齢者福祉的なところを重視されている関係もありまして、実際に収集に行く方には、高齢者等の接し方講習のようなものを福祉部局の方に開催していただいて、気を付けるべきポイントとか、例えば、ピンポンを押しても足が悪いとなかなかすぐに出て来れないので、10秒待ってすぐに行くのではなくて、気長に待ってあげてくださいなどの細かいレクチャーをしてもらっていると伺っています。見守りをやはり重視するのであれば、本庁と現場との情報連携がやはり必須で、現場の動きを止めることなく、なるべくその見守りを庁内の方で福祉部局と連携しながら進めていくというような工夫が非常に重要になってくるということもございます。あと、声掛けの場合は専任部隊とする、これも収集体制ですけれども、やはり声掛けをすると一軒一軒で時間が掛かってしまいますし、

予期しないようなことがあって、足止めというか、時間が掛かってしまいます。それでほかの収集に支障を来してもいけないということで、別部隊にすることが必要になってくるということでございます。

【スライド35】継続性ですね、やはり難しいのは、利用世帯が増えていくということで、いかに利用者数を見積るかということでございます。本日御紹介はしていませんが、横浜市にも調査に行く中で、平成22年度末に約2,400件だった利用者が、平成27年度末には5,500件まで増えている。年間500~600件のペースで増えてきているということをおっしゃっていて、結構大変になってきていると伺っています。横浜市がこれだけ増えてきているのも、おそらく周知が広まってきたとか、口コミの中でこういう制度がどうもあるらしいよとかで広がってきた、あとは利用者の要件を緩やかに設定されていて、実態としては65歳以上で困っている人であれば、いつでも対象になるというものですので、そういったことも影響して、これだけ増えてきているということがありますけれども、やはりマックスでどこまでいくのか、それと対応した支援者の要件という具体的なところを対応したかたちで見えていかないと、結局要件を満たす人が全員利用しても対応が可能かという観点で見ておいた方が安全だと思われれます。もちろん全員利用するということはあり得ないことではありますけれども。それにあたって、なかなか我々も何とか研究として推計できないかということは、これから考えていかないとはいけません。当面は直接聞くのがまずは手取り早いのかなと、市民アンケートをやる、或いは福祉部局との協議の中で大木町の事例でもありましたが、ヘルパーや民生委員にアンケートなり、ヒヤリングをして現時点でどれくらいの利用者がいらっしゃるのかということを確認しておくということが非常に重要になってくるかと思えます。今、横浜市は5,500件と申し上げましたけれども、現在1台2名体制で1日あたり50~70世帯の支援をされているということで、そういったペースに段々と増えてくるということでございます。あとは、一度利用申請が通った後に、状況が改善するケースもあるわけです。骨折してごみ出しができないという方も、何か月かしたら、ごみ出しはできるようになるということがあります。そういうことで利用状況を調査して、更新していかないと、数が増える一方になってしまいますので、そういう利用状況調査には利用世帯の見直しということも重要であるということは調査の中で指摘はありました。【スライド36】3点目は、福祉部局と連携するということが、いろんな局面で棲み分けは当然あります。福祉部局が所管する生活支援の仕組みとの棲み分けということで、自治体独自の生活支援の取組みもあると思えます。これが、介護予防ですとか自立促進の方針で取り組まれていると思えますので、それとやはり不整合になってはいけません。何でもかんでもごみ出しを手伝ってあげるというのは、市の政策としては不整合が起きて良くないということでございます。もう1つは、ある自治体で検討されていたのが、元々廃棄物部局の方で、無料でこういったふれあい収集をやられていたのですが、福祉の方でごみ出しをお願いすると有料になるということで、ここがマッチしないのはおかしいということで、最終的にはごみの方を止めて、福祉の方に統合したというのがあります。福祉の方に統合すべきというわけではないのですが、その辺りの費用負担の面において、整合していないようなことが、場合によっては整理が必要な観点かもしれません。あと、情報の相互連携ということで、住まいや介護の状況については知らないことばかりになりますので、これについては連携していくということ、個人情報の保護が厳しい状況において、庁内においても、なかなかこの情報のやりとりができないという自治体も聞いております。そういうことがないように、個人情報の保護と両立するかたちで、介護の状況についても共有を図り、よりよいサービスに繋げていくことが重要かと思えます。また、逆にごみ出しは毎日するものですし、定期的にごみを収集に行くわけですから、そういった方々の状況というのが見えてくる、またこういう生活状況にあるというのがわかるわけですね。ごみがなんか2週間くらい出ていないぞとなれば、ごみの方だけで留めておくのではなくて、福祉部局の方にそういった情報を提供して、あそこ大丈夫ですかねということと共有していく、相互の連携というのはそういうことで申し上げました。最後に、運用における実務的連携はいろんな局面でございます。利用者の特定は何回か申し上げたところですし、制度の周知は、どれだけこの制度を積極的に周知するかということも、自治体によって考え方も様々でございます。あんまり広く周知して

收拾がつかなくなるとは困るということで、秘密にはしているわけではないけれども、そこまで積極的にはしていないというのが比較的多いのかなと肌感覚としてはあります。その中でも困っている人に制度の情報が届かないと困るので、そういった困っている方と普段から接している民生委員やヘルパーには必ずこの制度のお知らせをして、本当に困っていきそうな方がいたら、積極的にこちらに橋渡しをしてもらうことで制度の周知に協力をいただいているところだと思います。見守りにおける役割分担ということですが、幾つかの事例で申し上げましたけれども、見守りも収集に行った収集員の方が全部やっていると、そこで収集がストップしてしまいますので、収集員の方は状況を把握したら、地域包括支援センターに引き継いで、あとの見守りはそちらの方で進めていただくというかたちでうまく役割分担をやってスムーズに支援をしていくということが重要でございます。このレクチャーについてはつい今しがた申し上げました研修なんかもしていただけると、お互いの理解が進みますし、よりよいサービスに繋がると思っています。ということで、なかなか我々もどの制度がいいとか、絶対にどこの自治体でもこのやり方が一番なんだというのが言えないというのが、調べれば調べるほど、認識するようになってきたところで、各自治体の状況とか狙いに応じた仕組みをきちっと設計することが大事だと考えております。そういった意味では、こういったかたちで審議会できちっと検討されているということは重要なことかと思いました。いろいろとまだ詳しいところをお知りになりたいということであれば、直接私の方まで御連絡いただいても結構ですし、参考資料等もお送りすることができますので、気軽に声掛けしていただければと思います。御清聴ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。多島様には、第二部の審議においても、御参加いただく予定ですが、この段階で何か御質問があれば、挙手をお願いします。

(会長)

1つ宜しいでしょうか。利用者の特定をするのが一番重要なポイントになるかと思えます。この時に、誰でもいいからエントリーしてきた人を認めるということになれば、どんどん増えてしまうのは、高齢化社会を前提とした場合、避けられません。となると、どこで区切るかということ、要介護の問題とか要支援の問題とかといったところで、ある程度基準を設けて切らざるを得なくなってくると思うのですが、その辺りのところは全国的に見て、どの辺のところが多いのでしょうか。

(多島研究員)

実は、結構まちまちです。口頭で申し上げますと、254の支援制度を持っている自治体のうち、要支援1以上にしているところが約20%、要支援2以上が3%、要介護1以上が約15%、要介護2以上が17%、要介護3以上が5%、残りの40%が認定状況を要件に含めないというふうにされています。

(会長)

ここのところは重要なところかと思いましたので。

(事務局)

他にございますでしょうか。無いようであれば、進行の方を進めさせていただきます。多島様ありがとうございました。これより議事は、原田会長に進行をお願いしまして、進行役を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

●第二部 議題等

(会長)

大変参考になる御講演をいただきました。今、御説明いただきました高齢者のごみ出し支援に関する内容は、現在審議会で取り扱っている戸別収集を視野に入れた福祉収集の拡充に位置付けられるものです。様々なポイントを御指摘いただき、大変参考になりました。改めて感謝申し上げます。

前回の審議会でいろいろと論議されたことに基づいて、事務局から参考となる資料を幾つか整理していただいています。本日は、そうした資料をもとに、平塚市としての制度設計をどのように行っていくか、改めて事務局から資料を用意していただきました。それに基づいて、事務局の方から本日の審議していただく議題として、資料に基づいて内容の説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

資料3の御説明をいたします。既存の福祉収集と名称を区別するため、今回議論する収集を仮に「ふれあい収集」と呼ぶことにいたします。ちなみに、繰り返しになりますが、既存の福祉収集は、粗大ごみ以外の全てのごみを、週1回収する内容となっています。1ページ目を御覧ください。1ページ目では、既存の福祉収集では対象にならなかったところに対する支援を、『新たな「ふれあい収集」の範囲①』として想定してございます。対象者といたしましては、65歳以上の高齢夫婦で、どちらか一人が要介護2以上の認定を受けている方を考えてございます。既存の福祉収集では、要介護2以上でかつ、独居の方というように、介護度の高い、お一人暮らしの方を対象としておりますので、粗大ごみ以外のごみとして、可燃ごみ、不燃ごみ、資源再生物の回収を実施しております。今回の拡充の議論で考えているのは、介護用オムツや在宅医療廃棄物等の高齢化社会を背景とした廃棄物の性質を鑑みたときに、そうした世帯に対する可燃ごみの戸別収集の必要性を感じているためです。なお、対象となる回収ポイントの試算は次のように行っております。1点目は、対象となる65歳以上の高齢夫婦の世帯を高齡福祉課から提供を受けました約11,000世帯とするところから出発しています。2点目は、要支援1から要介護5までの認定を受けている者の割合、つまり、要介護認定率15.2%を先の世帯数に乗じています。3点目は、要介護認定者のうち、居宅で、かつ、ごみ出し支援を希望している者の割合が24%であるとする結果が市の高齢者福祉計画に掲出してありますので、この値を先の値に乗じています。そして、4点目は既存の福祉収集を実施している事例が約90世帯ありますので、値の重複を避けるために、減じています。その結果、最大値で約310世帯、つまり、新たな回収ポイントとしては約310ポイントが増加するとの試算です。2ページ目を御覧いただきたいと思います。2ページ目では、既存の福祉収集では対象にならなかった介護度に対する支援を想定しています。対象者としては、75歳以上の後期高齢者で、ひとり暮らしをしている方で、要支援2及び要介護1の方です。既存の福祉収集では、要介護2以上というように、介護度の高い方を対象としておりますが、実際にはそこまで介護度の高くない方で、かつ、現在の町内福祉村の支援を受けることが困難な方がいらっしゃるような状況も散見されるとの状況を、福祉部等へのヒヤリングから得ましたので、そうした方に対し可燃ごみの回収支援を行おうとするものです。なお、対象とする回収ポイントの試算は次のように行いました。1点目は、対象となる75歳以上で、かつ、要支援2及び要介護1の認定を受けている数を、年1回民生委員の方が行っている最新の調査結果をもとに、「ひとり暮らし介護認定者数」を464人とするところから出発しています。2点目は、町内福祉村関連で生活支援の一環でごみ出し支援を受けている方を、担当課へのヒヤリング等を踏まえ、ここでは375人と試算しました。そして、後期高齢者でかつ、要支援2及び要介護1という、既存の福祉収集では対象となっていない方の数を、464人引く、375人により約90人、つまり、新たな回収ポイントとしては約90ポイントが増加するとの試算です。この2つの試算で導かれた数である、約310と約90の合算から、最大値として約400か所が、既存の直営による可燃ごみの回収に伴い、新たに回収ポイントとして増加する分であるとしております。3ページ目ですが、これは収集の範囲を図示したものでございます。一番下段の『参考__「福祉収集」の範囲』は、現在の福祉収集がカバーしている範囲でございます。65歳以上の高齢者独居を対象として

おります。上段の『P1__『ふれあい収集』の範囲①』は、65歳以上の高齢者夫婦を対象としています。中段の『P2__『ふれあい収集』の範囲②』は、要支援2及び要介護1の75歳以上の後期高齢者独居を対象としています。ふれあい収集の範囲①②により最大値として約400か所が増加との試算でございます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。言葉のところで重複になって申し訳ありませんが、「福祉収集」というのは現段階で行っているもので、65歳以上の高齢者独居で、かつ要介護2以上を対象にしているものです。既に行っています。それが福祉収集という名称です。そして、「福祉収集の拡充」というものが、新しくやりたいものです。そのため、「福祉収集」ではなくて「福祉収集の拡充」という言葉を用いています。その「拡充」というのが、「ふれあい収集」に相当するものです。ですから、今回実際に実験をするときの対象となるのは、「福祉収集」ではなく、「福祉収集の拡充」の領域であり、それは「ふれあい収集」ということになります。そういうことで、事務局宜しいですね。

(事務局)

はい。

(会長)

そして、24%だとか、375人とかの数字はこれは福祉部局からデータをもらって、それに基づいていると考えて宜しいですね。

(事務局)

はい。

(会長)

そういうデータを基に計算したのが今事務局の方から説明をしていただいた65歳以上の高齢者の夫婦が、平塚市では約11,000世帯、そしてその要介護認定率は15.2%、これはケアマネジャー等のデータに基づいている。そのうちで、支援を希望するであろう人たちが24%ということで、対象となる世帯数が約310世帯であろうという試算になります。同じようにして、要支援の方で2以上で、要介護2ではなくて1以上に相当するようなかたちの人が何人いるのかということで、464人。そして現在支援を受けている人の試算が375人、それを引いた分の約90人が、新たな「ふれあい収集」の対象となるということですね。その辺のところをグラフにして示していただいたのが、3ページの網掛けになっているところです。参考として、下段にあるのが、既にやっている「福祉収集」に関するもの。従って、上の2つが「ふれあい収集」ということで、今回実際に実験してみようということになります。ここままで、何か御質問等がありますか。

(全委員)

なし。

(会長)

何回も同じようなことを論議しても何ですから、そろそろ御了承をいただければと思います。「福祉収集の拡充」、つまり「ふれあい収集」の考え方について、今少し説明をさせていただいたのは、まずその対象が2つあって、その1つ目は要介護2以上で、かつ65歳以上の高齢夫婦、先ほどの「福祉収集」の対象は夫婦ではなく独居者です。それだと、カバーできない範囲があるので、もう少し広げた方

がいいのかなどという視点を入れて、要介護2以上でしかも65歳以上の高齢夫婦を「ふれあい収集」としての回収対象としています。もう1つの対象は、要支援2及び要介護1で、しかも75歳以上の後期高齢者の独居の方です。少し介護度の程度を緩くしていますので、ここは75歳という条件を付けて、しかも夫婦ではなくて独居というかたちをしています。そして、両方とも「ふれあい収集」の対象とし、可燃ごみを週1回収するというものです。可燃ごみに限定して、回収も2回ではなくて1回で、それも現体制を前提にして回収する。どこまで現体制でできるかを社会実験してみるというかたちで、御了承いただけると動きだすことができます。いかがでしょうか。

(委員)

確認したいのですが、ふれあい収集①②の両方をやるということによろしいでしょうか。

(会長)

はい。

(委員)

対象者を絞った根拠についての説明がなかったと思うのですが、教えていただけますか。

(会長)

繰り返しになるかもしれませんが、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

現在の「福祉収集」は、要介護2以上で65歳以上の独居の方を対象としています。その「福祉収集」の問題点を洗い出したときに、実際お二人で住んでいる方で、一人は要介護2以上で、もう一人の方が要介護1若しくは要支援が一緒に住んでいる場合は、なかなか「福祉収集」としては受入れが難しい面がございました。何かしらの理由で通常のごみ出しが難しい方がいらっしゃるということもお聞きしています。一部、どうしてもごみ出しが難しい方には、僅かですが「福祉収集」として回収することもあります。実際にそういった方は潜在的にいらっしゃるのではないかと環境部としては考えています。そこで、まずは現在の65歳以上かつ要介護2以上という枠組の中で、何かしらの手当ができないのかなど、そこまで程度的は重くないけれども、可燃ごみに関して、何かお手伝いできないものかと考えました。そういったところで、考えたのが「ふれあい収集①」になります。もう1つの「ふれあい収集②」は、75歳以上かつ要支援2又は要介護1の方になりますけれども、前回の廃棄物対策審議会の中で委員から、お一人でお住まいの方で、要介護2以上ではないけれども、ちょっとした生活支援ということで、ごみ出し支援を希望される方はいるとの御意見を伺いました。これまでの「福祉収集」は、程度の重い方として要介護2以上の方を基準として設定しています。そこまでは至らないけれども、市で考えている自立支援を阻害しない範囲で行うごみ出し支援は、どの辺りが線引きできるだろうと考えました。「福祉収集」のサービスを受けている方の年齢構成を見たときに、96%以上が概ね75歳以上という実態があります。「福祉収集」の対象となっている方の年齢区分は今回の潜在的なニーズを把握するにおいても、当てはまるのではないかと考え、ここで線引きをさせていただいたところ です。

(会長)

要するに要支援1はやらないということです。要介護2、3、4、5は既に行っています。要支援2、要介護1の一部の方にとっては、この「福祉収集」のままではサービスを必要とするであろうとする人々たちにとっては、制度上、使い勝手が悪い状態になっている。ですから、そこを中心に対応できないかということです。「ふれあい収集①②」の中で、実際にやってみて、現在の直営による収集体制を駆使

するかたちでやってみて、どこまでできるのか、或いはどういう風なサービスが更に要求されるのか、その辺りは実際にやってみないとわかりません。「ふれあい収集①②」の条件下で実際にやってみて、データを集める。そのようなかたちで、そろそろ動き出さないといけないのかなと思います。「福祉収集の拡充」＝「ふれあい収集①②」について、御了承いただけるでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

ありがとうございます。何かありましたら事務局までお伝えいただきたいと思います。それでは、本日のメインテーマとなる、「ふれあい収集」については御了承をいただけたということで、次回はエリアを含めた戸別収集の在り方、平塚市の戸別収集の在り方について議論を深めていきたいと思っています。どうぞ宜しくお願いします。「その他」として何か事務局からありますか。

(事務局)

特にありません。

(会長)

それでは事務局に進行をお返しします。

(事務局)

4の事務連絡について、事務局から連絡します。

(事務局)

次回の日程を調整させていただきます。

→次回の日程を11月2日(金)午後2時からとする。

(会長)

今年度の第3回目の審議会では、本日論議された事柄を事務局でまとめていただいて、そして先程のまとめの部分を明記し、資料として提示いただきたいと思います。宜しくお願いします。

(事務局)

それでは、次回は11月2日(金)ということでお願いします。これで本日の廃棄物対策審議会を終了します。お疲れ様でした。

以上